

contents

みんなの声を実現する東京土建一般労働組合	補償のこと	相談したいこと
建設アクション 2	労災保険・特別加入・雇用保険 11	税金・東京土建経営センター共同組合 21
建設アスベスト訴訟 2	総合賠償責任プラン 13	法律相談・専門家ネットワーク 21
仲間とつながり支え合う組織	労働災害総合補償プラン 13	建設業退職金共済(建退共) 22
青年部 3	建築士賠償責任補償プラン 14	仕事・賃金をサポート 23
主婦の会 3	どけん火災共済・どけん地震共済・事業用火災共済 15	建設業許可・廃棄物処理・各種登録 25
シニア友の会/事業所分会 4	自動車共済・自転車保険 16	5つの雇用/就労の取り組み 26
「住宅デー」 4	スキルアップ	頼れる仲間
加入の手続き 4	資格取得・技術講習 17	まちの救助隊と災害時協定締結 28
健康のこと	東京建築カレッジ 18	住まいの相談センター・設計者の会・住宅瑕疵担保責任保険 28
組合総合共済 5	建築士定期講習・東京土建ATEC 19	東京土建一般労働組合綱領 29
東京土建健保 7	建設キャリアアップシステム 20	
東京土建健保の健康診断 9	特典いろいろ	
	生活支援事業・契約施設 27	
	どけんカード 27	

お近くの支部へお気軽におたずねください 東京土建一般労働組合・支部事務所一覧

足立支部 TEL 03-5845-5011 FAX 03-5845-5014 〒121-0816 足立区梅島 1-2-26	中野支部 TEL 03-3388-5441 FAX 03-3319-1446 〒165-0024 中野区松が丘 1-8-4
荒川支部 TEL 03-3892-9131 FAX 03-3892-9381 〒116-0002 荒川区荒川 6-3-1	杉並支部 TEL 03-3313-1445 FAX 03-3313-7096 〒166-0003 杉並区高円寺南 3-6-2
葛飾支部 TEL 03-5698-1261 FAX 03-5698-1262 〒124-0012 葛飾区立石 8-34-4	三鷹武蔵野支部 TEL 0422-47-9101 FAX 0422-47-9104 〒181-0012 三鷹市上連雀 7-33-8
文京支部 TEL 03-3827-5561 FAX 03-3827-2068 〒113-0022 文京区千駄木 2-23-7	狛江支部 TEL 03-3480-9761 FAX 03-3430-0505 〒201-0015 狛江市猪方 3-25-37
台東支部 TEL 03-3876-1966 FAX 03-3875-5965 〒110-0012 台東区竜泉 1-15-2	調布支部 TEL 042-484-0505 FAX 042-484-0524 〒182-0017 調布市深大寺元町 1-15-1
墨田支部 TEL 03-3614-3806 FAX 03-3614-3808 〒131-0032 墨田区東向島 2-11-13	多摩西部支部 (立川市・昭島市) TEL 042-535-3332 FAX 042-535-3335 〒190-0003 立川市栄町 3-29-19
江東支部 TEL 03-3640-2411 FAX 03-3640-2515 〒136-0073 江東区北砂 1-11-4	西多摩支部 (あきる野市・青梅市・羽村市・福生市・日の出町・瑞穂町・奥多摩町・檜原村) TEL 042-555-5221 FAX 042-555-5277 〒205-0001 羽村市小作台 5-21-6
江戸川支部 TEL 03-3655-6448 FAX 03-3656-0959 〒132-0022 江戸川区大杉 2-12-10	小金井国分寺支部 TEL 042-324-5940 FAX 042-326-2094 〒185-0014 国分寺市東恋ヶ窪 2-36-32
板橋支部 TEL 03-3963-5325 FAX 03-3962-0392 〒173-0011 板橋区双葉町 36-6	府中国立支部 TEL 042-363-6554 FAX 042-363-6847 〒183-0057 府中市晴見町 2-15-5
豊島支部 TEL 03-3986-2471 FAX 03-3986-2076 〒171-0021 豊島区西池袋 5-22-15	八王子支部 TEL 042-624-4632 FAX 042-624-4691 〒193-0931 八王子市台町 2-11-26
北支部 TEL 03-5390-6021 FAX 03-5959-5766 〒114-0002 北区王子 1-13-3	日野支部 TEL 042-584-0280 FAX 042-584-0933 〒191-0053 日野市豊田 2-25-10
練馬支部 TEL 03-3825-5522 FAX 03-3825-7547 〒176-0023 練馬区中村北 1-6-2	多摩・稲城支部 TEL 042-373-3888 FAX 042-337-0676 〒206-0024 多摩市諏訪 1-7-26
港支部 TEL 03-3451-6673 FAX 03-3451-6643 〒105-0014 港区芝 2-30-7	町田支部 TEL 042-722-0141 FAX 042-723-6191 〒194-0032 町田市本町田 2387-5
品川支部 TEL 03-3783-0471 FAX 03-3783-1063 〒142-0041 品川区戸越 5-18-2	小平東村山支部 TEL 042-342-2846 FAX 042-342-2848 〒187-0042 小平市仲町 381
大田支部 TEL 03-3731-5527 FAX 03-3735-1537 〒144-0051 大田区西蒲田 6-17-4	清瀬久留米支部 TEL 042-473-8751 FAX 042-473-8753 〒203-0054 東久留米市中央町 5-10-17
目黒支部 TEL 03-3719-2741 FAX 03-3719-2743 〒152-0002 目黒区目黒本町 1-10-26	西東京支部 TEL 042-461-1045 FAX 042-464-3025 〒202-0015 西東京市保谷町 6-8-18
渋谷支部 TEL 03-6304-2315 FAX 03-5308-5930 〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷 2-18-6	村山大和支部 TEL 042-563-3261 FAX 042-564-6547 〒208-0003 武蔵村山市中央 3-7-1
世田谷支部 TEL 03-3413-3020 FAX 03-3413-3021 〒154-0011 世田谷区上馬 5-34-16	
新宿支部 TEL 03-3362-2161 FAX 03-3362-2289 〒169-0074 新宿区北新宿 4-33-9	

東京土建どけん共済会 〒169-0074 新宿区北新宿 1-8-16 TEL03-5332-3975 FAX03-5332-3976

東京土建技術研修センター・東京建築カレッジ 〒170-0014 豊島区池袋 1-8-6 TEL03-5950-1771 FAX03-5950-1774

東京土建国民健康保険組合 〒169-0074 新宿区北新宿 1-8-16 TEL03-5348-2980 FAX03-5348-2981

HPはこちら→



建設業で働く、仲間の組合

TOKYO DOKEN



10万人の仲間が加入する全国最大の建設労働組合

東京土建一般労働組合

http://www.tokyo-doken.or.jp





みんなの声を実現する 東京土建一般労働組合

東京土建一般労働組合は、建設産業で働く人であれば、事業主(社長)・一人親方・職人(従業員)を問わず、だれでも入れる個人加入の労働組合です。

10万人の団結の力で組合員全員をサポート

1 土建国保・共済制度

東京土建の「土建国保」は安心な保障制度で健康診断の内容も充実しており、建設業ならではの職業病(アスベスト・じん肺)への対応もスムーズです。土建共済会は福利厚生にとっても喜ばれています。

[詳しくは5ページへ→](#)

2 支援相談

建設業では欠かせない労災保険や雇用保険の手続きなどを労働保険事務組合として対応します。また、現場での賠償責任保険の手続きや建設業許可の相談にも対応します。

[詳しくは11ページへ→](#)

3 スキルアップ

東京土建では資格取得講習や技能講習を実施しています。技能・技術を身につけ自らのスキルアップに挑戦!

建設キャリアアップシステムの登録認定窓口も設置しています。

[詳しくは17ページへ→](#)

4 現場の悩みを解決

税金や経営・法律に関するご相談に対して、学習会や専門家による支援体制でサポートします。また、工事代金や給料の未払い・上位企業の倒産など、現場から寄せられる多くの問題に対して、法令を遵守した安全安心の建設業を実現するために様々な取り組みをおこなっています。

[詳しくは21ページへ→](#)

誰ひとり取り残さない、仲間に寄り添う建設アクション!

建設アクション運動は、仲間の仕事とくらしを守る運動として、首都圏の組合を中心に、全国の仲間と相談し、自治体や国(省庁)へ要求運動を展開。2020年4月から2025年12月まで全支部で約4万3678件の相談に対応してきました。相談の内容は物価高騰による生活苦や資材・エネルギー高騰による仕事への影響、インボイスや働き方改革への対応など様々です。

困りごとは東京土建のお近くの支部にご相談ください。皆さんからの相談や意見、要望は自治体に要請し、生活と仕事に必要な支援策など多くの制度の創設につなげてきました。本部も国や都に対して必要な要請を行っています。皆さんの意見を基に要求実現へ取り組みを進めています。

建設アスベスト訴訟の「全面解決」へ向けた運動

全国の建設アスベスト被害者と家族が闘っている「建設アスベスト訴訟」は、2008年に提訴してから17年が経過しました。2021年の最高裁判決によって国と企業の責任が明確になり、国は「建設アスベスト給付金」で未提訴の被害者の救済を開始しました。企業とは法廷での闘いが続いています。

今なお、様々な建物に残っているアスベストによって、今後の被害拡大が危惧されています。私たちは裁判闘争と並行して、「二度と被害者にならない・飛散させて加害者にならない」取り組みを進め、アスベスト被害の全面救済・全面解決を目指しています。

建設アスベスト給付金

1 対象者 (特定石綿被害建設業務労働者等)

- ・屋内建設作業に従事した者(550年10月1日~H16年9月30日)
- ・吹付け作業に従事した者(547年10月1日~550年9月30日)

2026年1月時点で
8,958人に給付金の
認定が出ています

2 給付金の内容

1	石綿肺管理区分2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2	石綿肺管理区分2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3	石綿肺管理区分3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
4	石綿肺管理区分3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5	石綿肺管理4、中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水のある者	1,150万円
6	上記1及び3により死亡した者	1,200万円
7	上記2、4及び5により死亡した者	1,300万円

喫煙歴ある者10%減額、ばく露期間が短い者10%減額(石綿肺・肺がん:10年、中皮腫・良性石綿胸水:1年、びまん性胸膜肥厚:3年)

3 症状が悪化した場合は、差額を支給する

仲間とつながり支え合う 組織

東京土建一般労働組合は、建設産業で働く人であれば、事業主(社長)・一人親方・職人(従業員)を問わず、だれでも加入できる個人加入の労働組合です。組合に加入している東京都内に在住の方・都内の事業所で働いている方は、東京土建国保にも加入できます。※一定の加入条件がございます。

青年部

仲間から家族まで！
交流の輪が広がります！

キャンプ、スキー・スノーボードのレクリエーション。
資格講習の助成金。復興支援、木工教室の地域活動など。
現場ごとにバラバラだけど青年部には建設産業で働く
同世代の仲間がいっぱいます。



Enjoyフットサル&交流会



江戸川支部青年部、
CCUS申請記入会・青年部会では
就業履歴蓄積をスタート！



FUTURE connections 異業種交流会

主婦の会

明るく・楽しく・元気よく
美しく！みんなに笑顔届けます

主婦の会は、楽しい活動を通して多くの友達と新しい
自分に出会う場所です。

食べよう 飲もう 歌おう 趣味を広げよう
出かけよう 遊ぼう
ハイキング お花見
陶芸 手芸 編物



後継者交流会では多くの仲間が楽しく交流

シニア友の会

シニア友の会は、高齢者の交流の場・要求実現の砦と
して 2002 年 7 月に発足しました。仲間との語らいや
高齢者のもつ様々な要求実現にむけて活動していま
す。ボランティア活動や木工教室など、様々な活動
が地域から期待され
ています。



駅頭署名行動

事業所分会

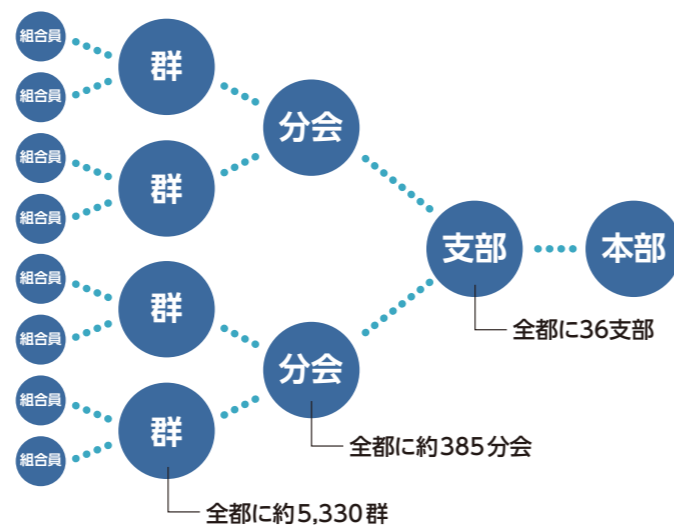
東京土建には多くの法人事業所が加入しています。支
部では、この事業所(会社)のみなさんを中心に事業
所分会をつくり、様々な活動や行事をおこなっていま
す。業種を超えたつながり



は会社にとっても、そ
こで働く従業員・家族に
とっても、かけがえのな
いものになっています。

資格チャレンジ助成

青年部員を対象にした資格講習助成制度が「チャレ助」
です。青年部は30歳以下(支部により異なる場合があ
ります)の青年組合員が技術研修センターや支部で受
講した講習に対して3,000円~を補助します。



東京土建の組織構成

東京土建は「群」-「分会」-「支部」-「本部」という組織構成
になっています。それぞれの組織では毎月定例日に会議が開
催されています。「群」があつまり、地域ごとに「分会」を。「分会」
があつまり、区や市を単位に「支部」をつくっています。「支部」
には、それぞれ事務所があり、専任の書記局や職員が各種手
続きや相談事に対応しています。

組合に加入すると

- 組合員は月に一度の「群会議」に参加します。
 - 「群会議」では組合費と土建国保保険料等をおさめます。
 - 「群会議」では仕事や暮らしの情報を出し合い交流を深めます。
- ※組合の主人公は、組合員一人ひとりです。組合は仕事と暮らしの「共通の
要求」で団結しています。
※組合の豊富な制度や業務を利用することができます。
※組合の「規約」と「綱領」は東京土建のホームページでご覧いただけます。

地域へのPR・貢献活動 「住宅デー」

東京土建では、都内全自治体に向けて、組合のPRと地域
貢献、仕事起こしを目指して「住宅デー」を毎年開催し
ています。



組合加入に必要なもの

- 東京土建一般労働組合加入申込書
※誓約書(サイン)
- 加入金、組合費、共済費など
- 東京土建国保に加入する方は上記に加え
下記の書類が必要です**
※提出を省略できる書類もあります。詳しくは組合事務所
にお問い合わせください。
- ※★印の書類はマイナンバー制度における情報連携によ
り提出を省略することができます。
- 東京土建国保国民健康保険組合 加入申込書
- 東京土建国保国民健康保険組合 重要事項確認書
- 加入資格確認書類
建設業で働いていることを証明できる業種確認資料
です。詳しくは、組合事務所にお問い合わせください。
- 世帯全員の住民票1通 ★
(交付後3カ月以内のもの・本籍不要・コピー可)
※単身者であっても「世帯全員の住民票」として交付を
受けてください。
- いま持っている資格確認書または
資格情報のお知らせのコピー ★
(家族分も含めて)
または健康保険の資格喪失証明書
- 個人番号確認書類・身元確認書類
※提示をお願いします。
- 「一部負担払戻金」に対する
同意書兼ゆうちょ銀行総合口座届
- 東京土建国保組合保険料
- 介護保険料(40~64歳の方)
- 子ども・子育て分保険料
(2026年4月1日までに18歳の誕生日を迎えた方)
- 事業所従事者証明書
※都外[茨城・埼玉・千葉・神奈川・山梨]居住者の方は、
都内の事業所に従事している事の証明が必要です。

「厚生年金」と「土建国保」の セット加入

適用除外承認を受けている人を雇用する事業所に新た
に雇用された人や、東京土建国保に加入していて社会保
険適用事業所に雇用された人は、厚生労働大臣の承認を
受けることによって、東京土建国保を使いながら、厚生年
金に加入することができる場合があります。承認の要件な
ど詳しくは、組合事務所にお問い合わせください。

組合加入で保障する様々な制度

10万人の仲間をつくる安心共済

組合員が病気やケガで働けないときの助け合い、結婚や出産、家族が亡くなったときなどに給付されます。組合総合共済は全員加入制で、加入時に60歳未満の人は**A型**、60歳以上65歳未満の人は**S型**、65歳以上の人は**B型**に加入します。

掛金 毎月支払う組合費等に含まれています。

A型・S型 月額 **1,005円**

B型 月額 **505円**

制度一覧

病気やケガで働けなくなったときには、「組合総合共済」から見舞金が給付されます。(型により内容が異なります) その他、お祝い金や弔慰金をご用意しています。

組合総合共済

受給資格

組合員になった月の翌月1日からです。
※ただし「特定疾病」については6カ月経過後の1日からです。

受給手続きは

支部事務所または分会長・群長にご連絡ください。
※1年以内に申請しなかった場合は時効となります。

給付金の受け取り

組合員本人のゆうちょ銀行総合口座に振り込まれます。
※その他、本人死亡など所属支部を通じての場合もあります。

傷病

	A型			S型			B型		
	入院	通院	自宅療養	入院	通院	自宅療養	入院	通院	自宅療養
病気給付 1日につき	入院	6,000円	180日満了後 3年待期 60日給付	入院	3,500円	180日満了後 3年待期 60日給付	入院	1,500円	180日満了後 3年待期 60日給付
	通院	4,000円		通院	2,000円		通院	1,000円	
	自宅療養	2,000円		自宅療養	2,000円		自宅療養	1,000円	
私傷給付 1日につき	入院	3,500円	180日満了後 3年待期 60日給付	入院	2,500円	180日満了後 3年待期 60日給付	入院	1,500円	180日満了後 3年待期 60日給付
	通院	2,000円		通院	2,000円		通院	1,000円	
	固定具 装着期間	2,000円		固定具 装着期間	2,000円		固定具 装着期間	1,000円	
腰痛給付	入院	1日 3,500円	180日満了後 3年待期 60日給付	入院	1日 2,500円	180日満了後 3年待期 60日給付	入院	1日 1,500円	180日満了後 3年待期 60日給付
	通院 自宅療養	1日 2,000円		通院 自宅療養	1日 2,000円		通院	1日 1,000円	
事故等見舞金	34日以上	10,000円		34日以上	10,000円		34日以上	10,000円	

※B型、S型で加入した人は、他の型に移行できません。A型は給付満了などの理由で、B型に移行できます。
※病気・私傷・腰痛・事故等の見舞金は初回の給付時に待期間4日間が差引かれます。ただし、初日から入院の場合、1日目から給付になります。また、労務不能に至ったのが午後や、レジャー等の場合は起算日は翌日からとなります。

慶弔 住宅災害 資格・講習共済

※資格・講習共済の詳細は次のページを参照。

	A型・S型・B型		
20歳の祝金	20,000円		
結婚祝金	50,000円		
出産祝金	20,000円		
新入学祝金	5,000円の図書カード(小・中学校入学時)		
中学卒業祝金	5,000円 ※2026年4月から制度開始予定		
臓器提供見舞金	50,000円		
死亡弔慰金	本人 100,000円	配偶者 30,000円	家族 10,000円
住宅災害見舞金	全焼壊 大規模半・焼壊 130,000円	中規模半・焼壊 半・焼壊 65,000円	準半・焼壊 一部・焼壊 25,000円
資格・講習共済	3,000円～10,000円		

資格・講習共済

若者の資格取得を応援

34歳以下(取得日・合格日・修了日時)の組合員が資格講習共済の給付を受けるとき、給付金に1,000円を上乗せして給付します。

講習は技術研修センターで

東京土建技術研修センター主催の講習を終了して資格・講習共済の給付を受けるとき、給付金に1,000円を上乗せして給付します。



↑ライカ見本

全建総連資格取得報奨金

全建総連資格取得報奨制度で指定する対象資格を取得したとき、全建総連から5,000円～10,000円の報奨金が給付されます。資格・講習共済と一緒に申請、併給できます。

※申請期限など制度の詳細が異なります。詳しくは申請書をご確認ください。

どけん生命共済

全労済団体生命共済から引き継ぐ形で2016年6月からスタートしました。64歳以下で組合に加入された方が対象で、組合員である限り資格は継続されます。掛金の520円は、毎月の組合費等に含まれています。受給資格の発生は、組合加入から6カ月後の1日です。

還元事業

どけん火災共済や自動車共済の契約者の増加により各種制度が実現しています。

給付対象資格・講習共済 (一部抜粋)

資格・講習名	給付金
一級建築士	10,000円
二級建築士	10,000円
1級技能士	10,000円
2級技能士	5,000円
1級施工管理技士	10,000円
2級施工管理技士	5,000円
登録基幹技能者	10,000円
第一種電気工事士	10,000円
消防設備士甲種特類	10,000円
作業主任者	5,000円
職長・安衛責任者(RA)	5,000円
特別教育等	3,000円
玉掛け技能講習	3,000円

※上記は対象のごく一部です。すべての給付対象については申請書裏面またはどけん共済会ホームページをご確認ください。

どけん共済会ホームページでは、資格・講習名称から給付金額が検索できます。

スマホの方は
こちら



どけん共済会 検索

	給付理由	共済金
死亡共済金	組合員本人の死亡	80万円
重度障がい共済金	組合員本人の障がい認定 ※労働者災害補償保険法による1級～3級	

※請求期限は死亡脱退から6カ月(重度障がい組合に継続加入している場合は1年)です。

	75歳以上の組合員が対象
宿泊旅行費補助	年1回 5,000円 (夫婦で同宿した場合は10,000円)
インフルエンザ予防接種補助	年1回 2,000円
長寿お祝い	80歳の誕生月に ギフトカタログを贈呈

安心の医療費払い戻し制度 「国保入院共済」

一部負担金 17,500円は入院共済金として共済会から戻ります。

- ・東京土建国保加入者全員加入
- ・掛金は組合員1人あたり毎月150円

病気や入院時に魅力を発揮

魅力1

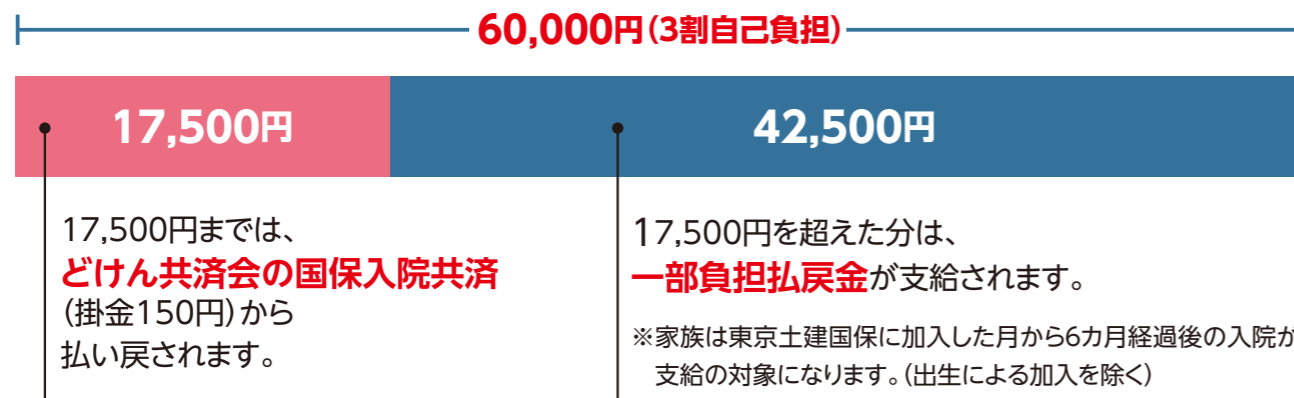
組合員 家族

入院医療費が戻ります

どけん共済会の国保入院共済

一部負担払戻金制度

月医療費総額20万円の場合 → 60,000円(3割自己負担)



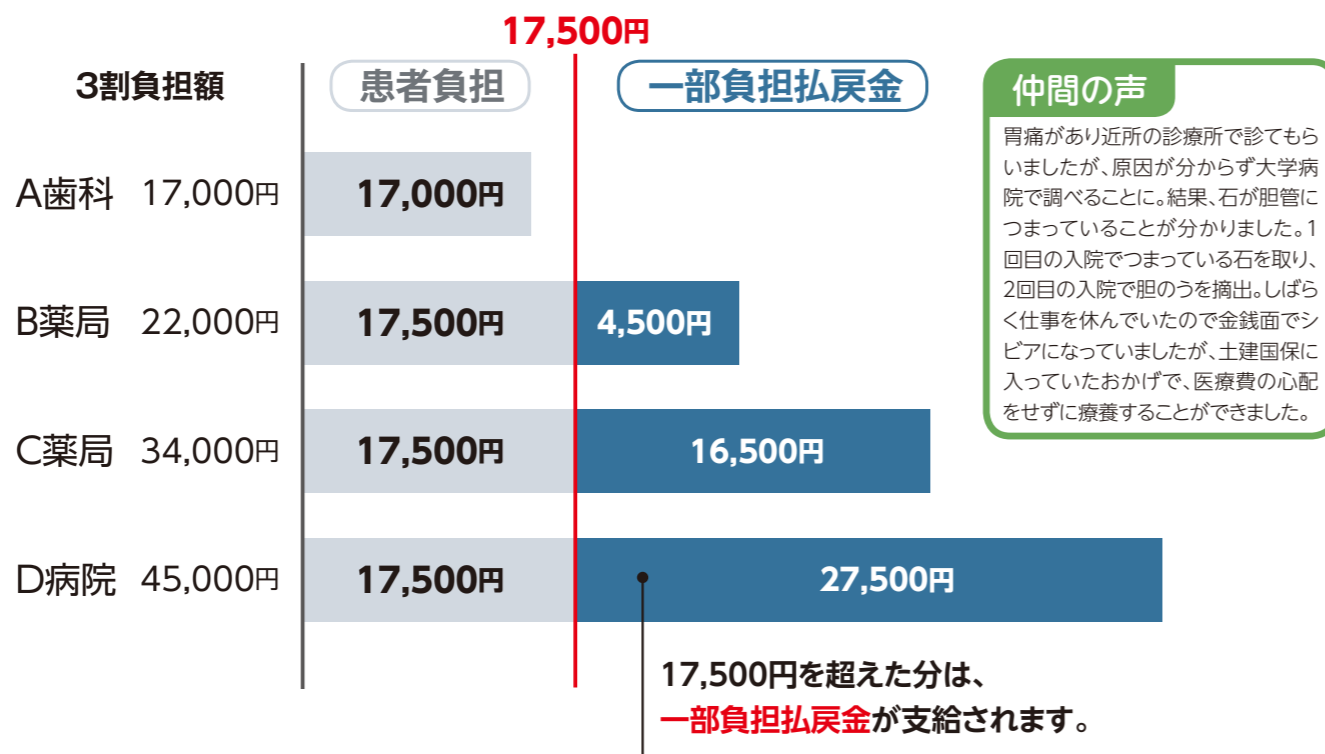
魅力2

組合員

外来医療費も戻ります

一部負担払戻金制度

1カ月に1つの医療機関で支払った自己負担のうち、17,500円を超えた分が支給されます。



魅力3

組合員

入院保障も充実

疾病入院給付金制度

疾病入院給付金

保険料区分	日額
法人A種	5,400円
法人B種	5,200円
法人C種	4,800円
第1種	5,000円
第2種	4,700円
第3種	4,400円
第4種	4,400円
第5種	4,100円
第6種	3,700円
第7種	3,400円

組合員の入院時に(土建国保加入後6カ月経過後の入院) 1日**3,400~5,400円**の給付(連続して5日以上入院で1日目から)

連続して5日以上入院で1日目から左記の日額が5年間の累計で最高180日分*支給されます。

*東京土建国保に加入した月から6カ月経過後の入院が支給の対象になります。

【注】労災(仕事や仕事への行き帰りのケガや病気)による入院の場合は、支給の対象外です。

魅力4

組合員

家族

出産・育児をサポート

出産育児一時金制度

出産手当金制度

産前・産後や育児休業期の給付金や保険料の免除で、子育てを強力に支援します。

出産手当金

組合員

組合員が出産したとき、出産の日以前42日(多胎の場合は98日)、出産の日後56日以内で仕事を休んでいた期間に対して、下記の日額が支給されます。

保険料区分	日額
法人A種	5,400円
法人B種	5,200円
法人C種	4,800円
第1種	5,000円
第2種	4,700円
第3種	4,400円
第4種	4,400円
第5種	4,100円
第6種	3,700円
第7種	3,400円

出産育児一時金 **50万円**

組合員 家族

組合員・家族が妊娠12週を超えて出産した場合に支給されます。多胎出産の場合は1児につき50万円が支給されます。

*早産、死産、流産を問いません。

保険料の減免

●産前産後期間保険料減免 (組合員 家族)

出産育児一時金を支給した方について、産前産後期間の保険料を免除します。

*出産された方が組合員の場合と家族の場合で免除期間が異なります。

●育児休業保険料免除 (組合員)

保険料区分が第3種~第7種の組合員で、1歳未満の子*を養育するための育児休業期間のうち、東京土建国保に加入してから1年経過後の期間の保険料を免除します。

*女性組合員で特別な事情がある場合は2歳未満

建設産業従事者と家族のための無料健康診断

仕事の形態と年齢に応じて10段階の保険料

組合員は仕事の形態と年齢及び居住地、家族は年齢にもとづき下記の表で算定します

2026年度保険料 (月額)

	組合員	保険料	
		都内居住者	都外居住者
法人A種	法人事業所の代表者	41,250円	43,550円
法人B種	法人事業所の代表者のうち所得200万円超250万円以下の方 ※届出必要	37,050円	39,350円
法人C種	法人事業所の代表者のうち所得200万円以下の方 ※届出必要	32,850円	35,150円
第1種	個人事業所の事業主	34,850円	37,150円
第2種	常態として従業員を使用しないで事業を行ういわゆる一人親方、法人事業所の代表者以外の役員および第1種組合員に該当する方のうち所得200万円以下の方 ※届出必要	28,450円	30,750円
第3種	常時または日々事業所等に雇用されている方、外注としての手間請け	23,150円	25,450円
第4種	第3種組合員に該当する方で30歳以上35歳未満の方		
第5種	第3種組合員に該当する方で25歳以上30歳未満の方	16,850円	19,150円
第6種	第3種組合員に該当する方で20歳以上25歳未満の方	12,550円	13,750円
第7種	第3種組合員に該当する方で20歳未満の方	9,650円	10,850円

	家族	都内・都外居住者共通	
		成人男性	その他
成人男性	組合員世帯に属する被保険者であって23歳以上60歳未満の男性(学生・障害者及び傷病加療のため労務不能の方は除く) ※届出必要	12,100円	
一般	組合員世帯に属する被保険者であって18歳以上で成人男性以外の方	4,600円	
高校生相当	組合員世帯に属する被保険者であって15歳以上18歳未満の方	3,800円	
中学生相当	組合員世帯に属する被保険者であって12歳以上15歳未満の方	3,000円	
小学生相当	組合員世帯に属する被保険者であって7歳以上12歳未満の方	3,000円	
幼児	組合員世帯に属する被保険者であって3歳以上7歳未満の方	1,800円	
乳児	組合員世帯に属する被保険者であって3歳未満の方	1,800円	

※国保入院共済掛金(150円)が別納入となります。 ※組合員本人、家族(成人男性)の保険料は基礎賦課額と後期高齢者支援金等賦課額の合計です。

家族の保険料は、同一世帯で4人分まで納めていただきます。5人目以上は徴収しません。家族数に増減があった月から増額または減額します。

(1)年齢による保険料の区分は介護保険を除き、2026年4月1日現在の満年齢が適用されます。
(2)都外居住者とは、茨城・埼玉・千葉・神奈川・山梨・栃木(一部)・群馬(一部)・静岡(一部)の各県に住み、都内の事業所において、建設産業に従事している方です。
(3)家族保険料は、①「成人男性」②「一般」③「高校生相当」④「中学生相当」⑤「小学生相当」⑥「幼児」⑦「乳児」の順で4人目まで徴収します。

介護保険料 (月額)

	対象年齢	介護保険料
介護保険第2号被保険者	40歳から64歳	4,200円

子ども・子育て支援金 (月額)

	対象年齢	子ども・子育て支援金
18歳以上被保険者	18歳以上	500円

東京土建国保の保障内容・給付・事業活動については、東京土建国保ホームページをご覧ください。



東京土建国保ホームページ

ポイント1

組合員 家族・19歳以上
年1回 無料で受診できる健康診断
(契約健診機関で受診の場合)

- 選べる健診機関は都内近郊約270カ所
- 日曜・祝日に支部集団健診を開催(実施状況は支部により異なります)
- 労働安全衛生法を上回る、充実した検査内容



ポイント2

対象年齢の方
オプションがん検査にも補助制度

- 表のがん検査が国保組合の補助制度により、安く受けられます
- ※補助制度の適用には以下の条件があります
- ①東京土建健診または節目健診(人間ドック)と同時に受診
- ②表のがん検査を取り扱う契約健診機関で受診

検査名	対象年齢	検査方法	利用者負担
胃がん	50歳以上	胃バリウム	2,000~3,000円
		胃カメラ	5,000円
乳がん	40歳以上	マンモグラフィ	1,000円
		視触診+マンモグラフィ	
子宮頸がん	20歳以上	子宮頸部細胞診	500円
前立腺がん	50歳以上	採血(PSA・腫瘍マーカー)	500円

ポイント3

40・45・50・55・60・65・70歳の方
人間ドックをお得に受診

- 節目年齢の方(4月から翌年3月末に上記の年齢になる方)は、人間ドック(節目健診)も選べます
- 人間ドックの自己負担額

脳MRI検査なし ▶ 検査料金 - 25,000円(国保組合が補助) = 自己負担額

脳MRI検査あり ▶ 検査料金 - 50,000円(国保組合が補助) = 自己負担額

※国保組合が人間ドックの契約をしている健診機関で受診した場合のみ、補助が適用されます
※健診機関により検査料金は異なります

ポイント4

契約機関で健診を受診した40歳以上の方
専門医が粉じん被害をチェック(再読影)
(じん肺・アスベスト疾患)

- 健診で撮った胸のレントゲン写真を職業病専門医が再度確認し、粉じん被害の可能性についてチェックします
- 職業病の疑いがある方に専門医の受診を勧め労災申請につなげます
- 労災が認められると国から医療費や休業補償が給付されます



再読影の様子

宿泊旅行・レジャー施設・インフルエンザ予防接種 補助

	補助額	
宿泊旅行(国内)利用者	64歳まで 3,000円	65歳以上 5,000円
東京ディズニーリゾート	コーポレートプログラム利用券の利用により、パークチケット購入が1,500円割引になります。	
インフルエンザ予防接種	2,000円	

※いずれも年度内(4月から翌年3月末まで)一人1回限り

労災保険 2026年度保険料

労災保険とは?—豊かな実績で安心

労災保険制度は、労働者の業務上の事由または通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行う制度です。その費用は、原則として事業主の負担する保険料によってまかなわれています。労災保険は、原則として一人でも労働者を使用する事業は、業種の規模の如何を問わず、すべてに適用されます。東京土建は労働保険事務組合、一人親方等特別加入団体として仲間の労災加入をサポートしています。

建設業の労災は元請責任

元請事業主は、直接雇用している労働者(職人)はもちろんのこと、下請業者の労働者を含めて、その業務災害に対する「補償」が義務づけられています。(労働基準法)

特別加入すれば、事業主・一人親方でも補償を受けられます

現場で働く事業主や同居の親族、法人の役員が、労働者と共に同じ様に働いている場合は、特別に任意加入することができます。それが労災保険の特別加入制度です。ただし、労働保険事務組合、一人親方団体を通じてのみ加入することができます。詳しくはP12をご確認ください。

建設業の場合の保険料は…?

建設業の場合、労働者分の保険料は工事額(売上額)から計算をします。工事には元請となる工事と下請けとしておこなう工事がありますが、保険料の計算は元請工事額で計算をします。

建築事業の保険料

年間の元請工事額	労務費相当額	年間の保険料
10,000,000円	2,300,000円	21,850円
20,000,000円	4,600,000円	43,700円

(計算式)

$$\text{元請工事額} \times \text{労務費率} \times \text{保険料率} = \text{保険料}$$

(計算例)

$$10,000,000 \times \frac{23}{100} \times \frac{9.5}{1000} = 21,850\text{円}$$

保険料率

事業の種類によって違います。詳しくは支部でご確認ください。

- ※建築事業 9.5/1000
- ※既設建築物設備工事 12/1000
- ※その他の建設事業 15/1000
- ※事務所労災(事務員がいたり不特定現場の時) × 3/1000
- ※木材又は木製品製造業 13/1000
- ※ビルメンテナンス 6/1000

労災保険の補償内容

- 療養費…医療費は全額無料
 作中に、仕事の原因で起きたケガや病気が、治るまで無料で治療が受けられます。
- 休業補償…平均賃金(給付基礎日額)の8割給付
 治療のため休業し、収入がないときは医師の証明に基づき、4日目から労災保険より休業補償が給付されます。
 ※事業所労災の場合、最初の3日間は事業主が休業の補償をします。
- 障害補償…年金や一時金の給付
 身体に障害が残った時、その障害の重さによって、年金(1級~7級)、または一時金(8級~14級)が給付されます。
- 遺族補償…葬祭料や就学等援護費などが給付
 遺族には、その人数や年齢により、153日分~245日分の年金(遺族補償年金、遺族補償一時金、就学等援護費)等が給付されます。さらに葬祭料も支給されます。

東京土建で加入する4つの魅力

東京土建は厚生労働大臣認可の事務組合です

- 魅力1 豊富な実績**
 毎年全都で事業場数25,000件・一人親方労災16,000人を超える事務手続きをしています。
- 魅力2 事業主・一人親方も加入できます**
 特別加入制度は国から認可を受けた事務組合・一人親方団体である東京土建の各支部で扱っています。
- 魅力3 事業所の事務負担も軽減**
 監督署への諸手続、トラブルに対しても経験豊富な書記・職員がご相談にのります。
- 魅力4 事務費**
 申請等のために別途費用負担はありません。(新規・更新事務費のみ)

特別加入

事業主・一人親方は『特別加入』制度を活用

中小事業主や一人親方は労災保険に「特別加入」していないと、労災にあったとき適用を受けられません。事業主や一人親方が特別加入する場合は労働保険事務組合(又は一人親方団体)に事務処理を委託することが条件です。保険料は給付基礎日額5,000円~10,000円までは1,000円ごとに、10,000円~24,000円までは2,000円ごとにわかれており最高額は25,000円です。自分の所得に合わせて加入しましょう。普段は労働者として働いていても、請負仕事をする方は、特別加入をしておきましょう。

主な補償内容 (給付基礎日額1万円の場合)

年間保険料(一人親方の場合)		62,050円
療養費		無料
休業補償		24万円/月
障害	1級の場合、片足障害など	障害年金313万円 特別支給金342万円
	選択	
死亡	妻あり、55歳以上(年金)	175万円/年
	前払一時金	最大1,000万円
	扶養なし、一時金	1,000万円
	葬祭費用	61万5千円
遺族特別給付金		300万円

事業主も、ダンプ持ち一人親方も加入できます

給付基礎日額 (日額が補償額を決定します)	事業主特別加入保険料			建設業一人親方	ダンプ持ち一人親方
	建築事業 9.5/1000	既設建築物設備工事 12/1000	事務所 3/1000	年間保険料 17/1000	年間保険料 11/1000
25,000円	86,687.5円	109,500円	27,375円	155,125円	100,375円
24,000円	83,220.0円	105,120円	26,280円	148,920円	96,360円
22,000円	76,285.0円	96,360円	24,090円	136,510円	88,330円
20,000円	69,350.0円	87,600円	21,900円	124,100円	80,300円
18,000円	62,415.0円	78,840円	19,710円	111,690円	72,270円
16,000円	55,480.0円	70,080円	17,520円	99,280円	64,240円
14,000円	48,545.0円	61,320円	15,330円	86,870円	56,210円
12,000円	41,610.0円	52,560円	13,140円	74,460円	48,180円
10,000円	34,675.0円	43,800円	10,950円	62,050円	40,150円
9,000円	31,207.5円	39,420円	9,855円	55,845円	36,135円
8,000円	27,740.0円	35,040円	8,760円	49,640円	32,120円
7,000円	24,272.5円	30,660円	7,665円	43,435円	28,105円
6,000円	20,805.0円	26,280円	6,570円	37,230円	24,090円
5,000円	17,337.5円	21,900円	5,475円	31,025円	20,075円

※建築事業の場合、総額から小数点以下の額を切り捨ててください。

雇用保険(失業・雇用継続・事業所への助成金)

雇用保険は、労働者が自分の都合や会社の事情で退職しなければならなくなったとき、生活の安定をはかりながら再就職できるように支援等をする制度です。

	保険料	事業主負担	労働者負担
一般	13.5/1000	8.5/1000	5/1000
建設	16.5/1000	10.5/1000	6/1000

※31日以上引き続き雇用される見込みがあり、1週間の所定労働時間が、20時間以上の方も加入しなければなりません。
 ※65歳以上で雇用された方も加入対象です。

給付について

被保険者であった期間の長さや年齢、離職理由等により、90日~360日の範囲で給付日数が決まります。また給付の日額は、1日の賃金の80%~45%になります(上限があります)。失業給付以外にも、再就職手当や、原則として1歳未満の子どもを育てるために休業した場合への育児休業給付、家族を介護するための介護休業給付、また職業訓練給付制度などもあります。

総合賠償責任補償プラン

(引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社)

充実補償とお得な掛金で組合員の要望や心配にこたえます

請負金額の大小にかかわらず、事故が起きると多額の請求を被害者から受けることがあるのが賠償事故の特徴です。工事・作業中の事故、事務所の事故から引渡し後の事故まで、ワイドで充実した補償内容で、あなたを守るのが総合賠償責任保険です。管理財物補償プラン(ワイド)、工事物補償プラン(スペシャル)もあります。スペシャルプランには電動工具等補償もオプションで付加できます。



どけん共済会
総合賠償責任補償

また、新たな補償として①対物超過費用特約②弁護士費用特約③サイバーリスク賠償責任補償特約が全プランに自動セットとなります。加入の際に制限がございますので、詳しくは専用のパンフレットかどけん共済会ホームページをご確認ください。

こんな事故のときにお役に立ちます!

- **作業中の事故**(請負賠償責任補償)
建築現場から木材が落下し、通行人が負傷した。
- **事務所での事故**(施設賠償責任補償)
事務所の資材置場の道具箱の保管に落度があり、風で倒れ隣家の車のボンネットとボディを損傷させた。
- **引渡し後の事故**(生産物賠償責任補償)
送配水管埋設工事で、埋設が不十分だったため、舗装部分が陥没し、ハンドルをとられて自動車が鉄柱に衝突。運転者が負傷。(保険加入中に発生した事故)

年間掛金も組合員特別価格

- ワイドプラン**(年間掛金例)売上高3,000万円の場合
- **大工工事、板金工事、屋根工事など** **97,860円**
 - **管工事、塗装工事、とびなど** ... **201,450円**
 - **ハウスクリーニング、ガラス・壁面清掃など** **175,950円**
 - **ビルメンテナンス** **80,370円**
- ※ハウスクリーニング・ビルメンテナンスは、ワイドプランのみの加入となります。

充実したオプション

- **電動工具等補償**
現場での電動工具の破損や発電機の盗難など
- **取引先倒産・入金遅延補償**
取引先倒産による売掛金の貸倒れや入金遅延の補償など



労働災害総合補償プラン

(引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社)

従業員と家族、経営を守るために

どんなに気をつけても、起きてしまうことがある労災事故。年間の死傷者数は、自動車事故の1/2もあります。万一のとき、従業員と家族の生活を補償する制度を備えておくことは大切です。政府労災は最低補償です。ぜひ、上乘せ労災である労働災害総合保険にご加入ください。

※アスベスト(石綿)の有害性に起因する職業性疾患は保険金のお支払いの対象となりません。

ワイドな補償

休業補償1日2,000円、死亡・後遺障害最高5,000万円
業務・通勤災害から職業性疾病まで補償、使用者賠償責任補償付

加入の型	死亡補償金	後遺障害補償金	休業補償*
I型	3,000万円	(1級)3,000万円～ (14級)90万円	1日 2,000円 ※休業4日目 から1092日 限度の補償
II型	1,500万円	(1級)1,500万円～ (14級)45万円	
III型	1,000万円	(1級)1,000万円～ (14級)30万円	
IV型	5,000万円	(1級)5,000万円～ (14級)150万円	

※一人親方特別加入の場合、使用者賠償責任補償はありません。

お得な掛金

掛金は加入しやすい組合員価格です。
年間掛金例

加入の型	一人親方	建築業および既設建築物設備工事業*	
		従業員のみ	事業主1人+全従業員
I型	17,500円	49,450円	83,360円
II型	11,300円	36,350円	57,340円
III型	8,100円	24,530円	36,770円
IV型	28,240円	76,800円	134,930円

※建築業および既設建築物設備工事業の掛金は、売上高3,000万円の場合です。業種により掛金が変わります。詳細は専用パンフレットをご覧ください。

建築士賠償責任補償プラン

建築士を守る!どけん共済会のオリジナルプラン

建築士のみなさんの仕事を応援する「建築士賠償責任補償プラン」は、充実した補償内容と加入しやすい保険料で、施工業務を兼業している事務所も加入することができる「東京土建オリジナルプラン」の建築士賠償責任保険です。詳細は専用パンフレットをご確認ください。

建築士賠償責任補償プランの特徴

- ① **建築士や使用人の設計業務のミス**を補償!!
- ② **法適合確認ミスによる損害賠償**をカバー!
- ③ **組合員の声から設計したプラン**を納得の組合員価格で!!
- ④ **保険料は損金・経費処理**できます。

年間保険料

(保険料は年間売上高で変動します。)

年間売上高(消費税込み)		500万円	1,000万円	3,000万円
プラン	Aプラン	30,000円*	30,000円*	30,000円*
	Bプラン			
	Cプラン			
	Dプラン			40,080円
	Eプラン			50,520円

※最低保険料は、30,000円です。

補償プラン

補償プラン	補償金額(保険金額)									自己負担額(免責金額)
	①基本補償			②建築設備機能補償			③建築物に損傷等の発生しない身体の障害補償			
	1名	1事故	保険期間中	1名	1事故	保険期間中	1名	1事故	保険期間中	保険期間中
Aプラン	500万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	①基本補償に同じ				1,000万円
Bプラン	1,000万円	2,000万円	2,000万円							2,000万円
Cプラン	2,500万円	5,000万円	5,000万円							5,000万円
Dプラン	5,000万円	1億円	1億円							1億円
Eプラン	1億円	2億円	2億円							2億円

(引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社)

働けなくなった時の保障の備え所得サポート保険

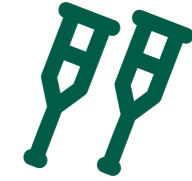
組合員や家族が長期間療養生活で収入が絶たれたときにカバーしてくれる保険です。選択した支払い対象期間を超えて、労務不能になったその後の生活を所得保障という形で支えます。加入時点で64歳以下の健康な仲間が加入できます。

所得サポートの特徴

- ① **働けなくなったときの収入の補填**
- ② **支払待期間期間が「30日」か「180日」から選べます**
- ③ **医師の指示による「自宅療養」期間も対象**
- ④ **最長70歳まで補償可能**
- ⑤ **業務中・外、国内外を問わず補償**
- ⑥ **各種特約付帯による補償拡大**
○天災危険補償特約 ○精神障害補償特約

補償内容

病気やケガ・障がいなどで労務不能になった場合、1口あたり1カ月最高5万円の給付が受けられます(最高10口まで)。保障期間は労務に復帰できるまでで、最長70歳になるまで給付が受けられます。



どけん火災共済の魅力

魅力1 年掛金6,000円で1,000万円保障(木造等)

東京土建が直接運営することで掛金を下げることができました(脱退された方の更新はできません)。

住宅構造	年掛金(1口あたり)
木造等	60円(作業場は100円)
鉄筋コンクリート	30円(作業場は50円)

※1口10万円まで保障します。

魅力2 建設従事者にピッタリの制度 作業場の加入もOK

- 事務所・作業場も加入できます(住宅のみ)。
- 組合員個人が元請負人の建築・増築中の住宅も加入できます(着工から完成・引渡しまでの間)。

魅力3 罹災者の立場に立った保障内容

万一の時も、仲間と助け合うやさしい保障内容です。

- 66%以上の被災で全焼給付(全労済は70%以上・一般損保80%以上)。
- 古いものでも同等のものが購入できる標準的な価格で保障(修理不能のとき)。
- 火災だけでなく、自然災害や第三者加害行為・落雷・漏水など幅広く保障。

魅力4 住宅の付属物も対象



建物の躯体と構造を1つにしていな、ベランダ、カーポート、室外機、塀なども付属物として保障します。火災等の場合、契約共済金の10%、自然災害の場合は5万円が上限です。

地震による火災は、火災共済では保障されません 地震共済の加入を忘れずに!

地震共済の保障内容

- 地震共済は被災後の生活を再建するための共済です。
- 住宅・家財の合計口数に対しての給付となります。
- 罹災証明書の発行が遅れている場合は、応急危険度判定(危険・要注意)により仮払金を支払います。
- 家財のみの給付申請にも罹災証明書が必要です。
- 甚大な被害により支払共済金の総額が30億円を超える場合は、契約口数に応じた減額給付になります。

損壊区分(罹災証明書による)	1口あたりの保障額	支払い限度額(240口加入時)
全壊	50,000円	1,200万円
大規模半壊	25,000円	600万円
中規模半壊・半壊	15,000円	360万円
準半壊・一部壊	1,500円	36万円(かつ一部損壊の場合は実損額まで)

加入上限と最大保障額

(木造1口165円・鉄筋1口100円)

- 加入口数は、火災共済の口数範囲内で自由に設定できます。
- 契約者は組合員本人に限ります。
- 1物件1契約のみ。
- 口座の登録が必要です。
- 自主共済のため所得税等の控除対象となりません。
- 契約の発効は、入金日の翌月1日以降です。

	自家	借家
加入上限最大保障額	火災口数かつ240口まで(最大1,200万円保障)	40口(最大200万円保障)
木造等年掛金	39,600円	6,600円
鉄筋年掛金	24,000円	4,000円

事業用火災共済 (どけん火災共済とは、別の制度です)

法人名義の建物、簡易住宅、事業用の家財・商品等はどけん共済では保障できません。加入できない物件は東京都火災共済協同組合の制度をご紹介します。

申し込み・お問い合わせ
 元受団体: **東京都火災共済協同組合**
 〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館2階
 TEL.03-3542-0271 FAX.03-3545-8606

安くて安心、くらし・仕事を応援

事業用・法人名義の車両も加入できる自動車共済は、くらしと事業をサポートし、特にたくさんの車両を使用する事業所では、「経費節約に役立つ」と喜ばれています。仕事に生活にと車を使う機会の多い建設業。安くて安心の自動車共済をご利用ください。東京土建を通じての加入掛金は団体割引が適用されます。

(元受団体: 関東自動車共済協同組合)

4つのメリット

- ①掛金はスケールメリットを生かした特別価格
- ②事故処理が迅速でいい
- ③他の自動車保険の無事故等級が継承できます
- ④もしもの時には無料のロードサービス
 - 車のけん引(電気自動車にも対応)
 - カギの閉込み
 - バッテリー上がり対応
 - パンク時のタイヤ交換作業
 - 燃料切れ時の給油サービス
 - スタック等引き出しサービス



自動車共済

事業所の経費節減をバックアップ 事業用・法人車両も加入できる

ユンボ・ユニックなど工事車両もOK!

24時間事故受付

フリーダイヤルで 夜間・休日の受付体制も万全!

まずは見積を! 自動車保険をいくらお支払いですか?「現契約証書」を所属の支部にお届けいただければ、見積りができます。お気軽にお問い合わせください。

東京都の加入義務化に対応の安心な制度

自転車に搭乗中、第三者にケガを負わせた、買い物中に商品を壊した、契約者の過失で階下に水を漏らしてしまったなど、日常での生活賠償の補償のほか、家族型ならば自転車事故時に契約者だけでなく、家族の入・通院補償もついて安心です。個人型に加入の場合も日常生活賠償は家族全員補償です。

(引受保険会社/損害保険ジャパン株式会社)

自転車保険

個人型プラン

年間掛金 **2,500円**

- ケガの補償.....組合員本人のみ
- 個人賠償責任の補償... 家族全員 保険金額は 2億円

国内の自転車事故の保険金額(最大補償額)

保険金額	手術	
	入院中に受けられた手術の場合	外来で受けられた手術の場合
死亡・後遺障害	100万円	
入院保険金日額	7,000円	
通院保険金日額	2,500円	
入院中に受けられた手術の場合	70,000円	
外来で受けられた手術の場合	35,000円	

家族型プラン

年間掛金 **4,500円**

- ケガの補償.....同居のご家族全員
- 個人賠償責任の補償... 家族全員 保険金額は 2億円

国内の自転車事故の保険金額(最大補償額)

保険金額	手術	
	組合員ご本人・配偶者	その他の親族
死亡・後遺障害	300万円	200万円
入院保険金日額	7,000円	4,500円
通院保険金日額	2,500円	1,500円
入院中に受けられた手術の場合	70,000円	45,000円
外来で受けられた手術の場合	35,000円	22,500円

現場で使える資格取得は組合で

身近に受講できる機会を広げて、仕事と生活を守る活動をすすめています

東京土建技術研修センターは、東京労働局の登録教育機関として足場や石綿など16種目の作業主任者等の技能講習をおこなっています。一・二級建築士・2級建築施工管理技士受験準備講座(全日本建築士会と提携)やCAD講座、職長・安全衛生責任者教育(リスクアセスメント含む)、足場や自由研削砥石取替え、丸のこ取扱い作業、熱中症予防の教育など各種資格取得講習をおこなっています。

各種講習紹介 労働安全衛生法関連の主な講習と資格試験対策・各種パソコン講座

「現場従事者の立場でわかりやすい」講習をおこなっています。

組合の資格講座は、組合員の衛生に関する意識と技術を高める活動を、現場従事者の立場ですすめています。「安全のポイントがよくわかった」「現場で何気なくやっていた意味が理解できた」と好評です。

●作業主任者技能講習

石綿/地山の掘削及び土止め支保工/型枠支保工/足場/木造建築物/鉄骨/コンクリート造/特化物四アルキル/酸素欠乏・硫化水素危険/有機溶剤/木材加工用機械

●就業制限の「技能講習」

小型移動式クレーン/ガス溶接/車両系建設機械(整地)/車両系建設機械(解体)/玉掛

●特別教育

石綿/自由研削砥石/アーク溶接/低圧電気/不整地運搬車/伐木(チェーンソー)/小型車両系建設機械(整地)/小型車両系建設機械(解体)/ローラー運転/巻き上げ機/酸素欠乏・硫化水素危険/足場/ロープ/フルハーネス

●石綿含有建材調査者

●その他

熱中症予防教育/熱中症予防管理者教育/職長・安全衛生責任者教育/職長・安全衛生責任者能力向上教育/足場作業責任者能力向上教育/振動工具・刈払い機・丸のこの各安全教育/新入職者教育/住宅リフォームエキスパート研修会(増改築相談員)(新規・更新)/保護具着用管理者

●資格試験対策講座

一・二級建築士/1・2級建築施工管理技士/第二種電気工事士

●パソコン講座

Auto-CAD/JW-CAD/MOS(マイクロソフトオフィススペシャリスト)講座(ワード・エクセル)

●技術技能向上の講習

規矩術を基本にした「四方転び踏み台入門講座」や「技能検定(建築大工)受験準備講座」も開催しています。

2025年は2,270人の仲間が受講

東京土建 技術研修センターの資格講習を利用して多くの仲間が仕事に役立っています



車両系(整地専用)特別教育



職長・安全衛生責任者教育



石綿作業主任者

受講生派遣事業所への賃金・経費助成

東京土建技術研修センター主催では「足場」「フルハーネス」「石綿作業」「低圧電気」「自由研削砥石」「ロープ高所作業」「小型車両」特別教育(セット講習は除く)を修了すると、国からの賃金・経費助成が受けられる人材開発支援助成金が受給可能です。

- ①雇用保険加入事業所で受講生自身も加入していること
- ②講習日を勤務日とし、通常勤務日同額以上の賃金支給であること
- ③労働基準法など法令を遵守していること
- ④講習後2カ月以内が申請期限です
書類作成も組合の各支部で支援します

※審査の結果によっては不支給・減額になることがあります

組合で資格を取ろう!
かさばる修了証が1枚にスッキリ!!

東京土建技術研修センターで修了・取得した資格を1枚のカードに統合できます。
講習受講時と同時申請で無料です。



東京建築カレッジの2年間は人生を変える



建築の夢とやりがいを、仲間と共に見つけよう!

木造建築の基本を学ぶ短期大学校

登校日:毎週金曜・土曜、月1回木曜。居住システム系建築科2年制

今、建築の現場で目立つのは、工場で加工されたものを組み立てるだけの作業です。分業や効率化も進み、全体が見えにくくなっています。建築の本質や知識、技術・技能を、現場作業だけで習得することが難しい現実があります。東京建築カレッジはこうした状況を踏まえ、働きながら学ぶために、東京土建がつくった学校です。大工職に限らず、日本の気候風土が育んだ高度な木造建築技術、豊富な森林資源を生かす建築をめざす方に最適な学校です。厚生労働省所管、東京都認定の職業能力開発短期大学校で、毎週金曜・土曜*、月1回程度木曜が登校日。2年間で約2900時間の訓練(授業)を受けます。*夏休み、年末年始、年度末を除く。

研修生・派遣事業主の特典

本校で技能照査(卒業試験)に合格すると、建築大工の技能士補が取得できます。さらに、技能検定(学科免除)に合格すれば2級技能士を取得できます。国土交通大臣が指定する建築に関する科目(建築士指定科目)をすべて履修して卒業すると、二級建築士・木造建築士・一級建築士の受験資格が得られます。二級建築士・木造建築士は合格後すぐに免許登録ができます。一級建築士も免許登録に必須な実務経験年数が短縮され合格後4年の建築実務経験で免許登録できます。

労働基準法など法令をすべて守り、入学金・授業料を全額会社負担、会社の業務として社員を本校に通わせる事業所は、厚生労働省の「人材開発支援助成金」による賃金助成を利用することができます。支給にあたっては厚生労働省・労働局による厳正な審査があります。その結果によっては不支給または減額となります。詳しくはお問い合わせください。

派遣事業主からひとこと

カレッジで後継者を育てています!
高橋工務店

高橋工務店(高橋延好代表、=目黒支部)は、区内の建設業関係の組合で運営する目黒区住宅リフォーム協会に参加する地域密着型工務店です。2019年4月に息子の龍賢(りゅうが)さんを建築カレッジに入学させました。後継者づくりの布石です。

「現場仕事ではなかなか学べない、研ぎ・墨付け・刻みの基礎を学ばせています。仕事への興味も強くなってきたようです」と親方の延好さん。



(左)延好さん (右)龍賢さん



建築士のみなさんの資格をしっかりとサポート

NPO法人 東京土建ATEC(エイテック)とは

「東京土建ATEC」は建築士のみなさんに、幅広い知識と高度な能力を身につけ、社会的信頼を確保していただくことを目的に、国土交通省の登録講習機関として設立されました。

- 建築士定期講習
- 管理建築士講習を開催しています。

国土交通省登録講習機関

登録番号	
一級建築士定期講習	第7号
二級建築士定期講習	第6号
木造建築士定期講習	第3号
管理建築士講習	第3号

法の改正

平成20年11月28日に施行された改正建築士法並びに建築士法の規定により建築士事務所に所属する建築士について、下記の講習が義務付けられました。

講習の目的と内容

1 建築士定期講習

建築士事務所所属する建築士に対して3年度ごとに最新の建設関係法規について習得するため、国土交通省が認可する登録講習機関において、国土交通省が定める講習課程を修了すること。
※3年度ごととは行政年度です。

2 管理建築士講習

建築士事務所所属する建築士として3年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、国土交通省が認可する登録講習機関において、国土交通省が定める講習課程を修了すること。

3 講習を怠った場合

建築士事務所所属する建築士は懲戒処分の対象になる等の厳罰規定が盛り込まれました。

受講料 (テキスト代・修了考査代込み)

1 建築士定期講習(一級・二級・木造)…… 10,000円

2 管理建築士講習…………… 12,000円

申し込み方法・講習日程

各講習会の日程・詳細は東京土建ATECのホームページを参照してください。

申し込み書類はダウンロードで取得できます。申し込みは東京土建各支部をお願いします。

NPO法人 東京土建ATEC

〒170-0014 豊島区池袋1-8-6
TEL:03-6915-2284

受講者の声

東京土建ATECの定期講習・管理建築士講習は、経験豊富な講師による対面講義で大変分かりやすく、最新の技術動向をもちこんでいます。知人にも受講をおすすめしたいと思います。



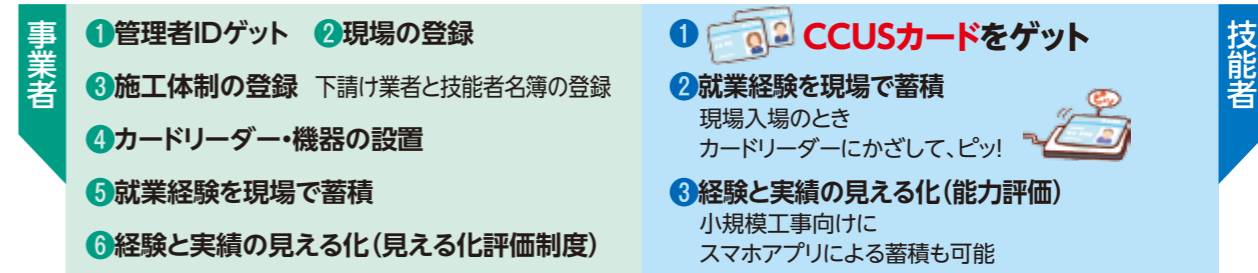
建設キャリアアップシステム(CCUS)

建設キャリアアップシステム(CCUS)は技能者の資格取得、現場の就業履歴、事業者の施工能力を建設業界の中で横断的に登録・蓄積する仕組みです。組合はこのシステムを活用し、建設技能者の賃金引上げや処遇改善、建設中小零細事業者の仕事確保をめざしています。

東京土建は技能者と事業者の登録申請の相談と、認定登録機関として登録受付や更新・各種変更申請をおこなっています(機関となっていない支部でも技術研修センターで登録できます)。組合では建設業特有の複雑な雇用・取引関係にある仲間の実態を理解している書記局が登録相談にあたるため、不備が少なく、また、組合の認定登録機関での申請はインターネット申請よりも「早くて正確」と好評です。(認定登録機関支部での申請は予約制です。)

■ これからはCCUSが建設業のスタンダードになる

早く登録した人ほど経験が蓄積され、企業の見える化評価制度で有利となります

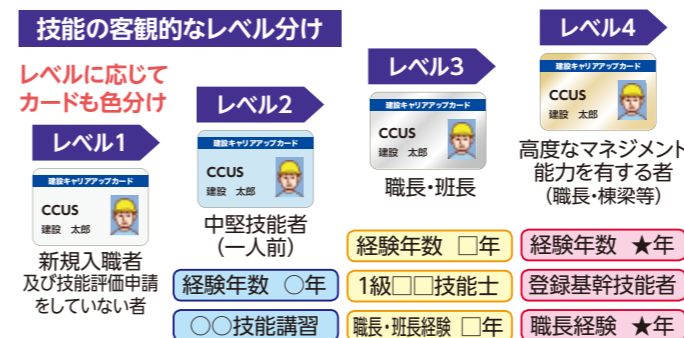


技能者の能力に応じた賃金と、事業者の実績・施工力で信頼と仕事確保・受注拡大へ

■ 技能者の能力評価制度・専門工事企業の見える化評価制度がはじまっています

技能者の能力評価制度により、4段階のレベルに応じた賃金などの処遇改善がはかられます。専門工事企業の見える化評価制度により施工実績があり、法令を遵守し、技能者育成などに貢献する企業を評価する仕組みも一部の職種でははじまっています。建設キャリアアップ(CCUS)に未登録の場合、技能者の現場経験の就業履歴が蓄積されず、事業所の実績も明らかにできないことから、処遇改善や仕事確保に影響が出る恐れがあります。登録は早いほど有利になり、組合の多くの仲間が登録すれば、国や自治体、大手企業への交渉力が高まります。

技能者の能力評価制度が開始



専門企業の見える化評価制度

【専門企業の見える化評価制度】

- 熟練者が多く若手育成などの企業に高い評価(☆1つ~4つ)
- 技能者が成長すれば企業も成長、受注力アップ



技能者(46分野)のレベルアップ申請(4段階カード)、事業所の企業見える化評価(建築大工などの12職種)

- 建設業外国人技能者のCCUS登録
- CCUSに登録された就業実績を建退共の電子申請に活用 → 給付の徹底と効率化
- 技能者の能力、経験等に応じた適正な処遇改善につながる

若い世代が安心して働き続けられる 建設業界を目指す。

■ 組合員に能力評価・カードリーダー貸与・キャリアリンクなどの各種支援をおこなっています。

申請は各支部にてお手続きください。

建設労働者・職人のための退職金制度

公共工事では元請企業が掛金を負担します

■ 政府のつくった退職金制度

建退共は、建設業事業者向けに国がつくった退職金制度。建退共手帳に労働者・職人が働いた日数分の証紙が貼られ、証紙の枚数に応じて退職金を受けとる仕組みです。

元請企業が掛け金を負担し証紙を購入・貼付、また、事業主が従業員のために証紙を購入し退職金を積み立てることもできます。

■ 元請企業が掛金を負担

建退共制度は、もともと公共工事・民間工事の区別はありません。元請ゼネコン団体(日本建設業連合会)も促進しており、最近では、請求すれば、公共工事のみならず民間工事でも証紙を貼る企業が増えています。

■ 証紙貼付方式には手帳が必要です


証紙を貼るには、建退共手帳が必要です。手帳は、建退共に加入(契約者は事業主・親方)すると交付されます。

■ 電子申請方式がスタート

現行の証紙貼付方式の他に、2021年3月から電子申請方式が追加されました(予め購入した退職金ポイントを就労日数に応じて掛金として充当)。詳しいことは、組合にお問い合わせください。

証紙を請求
現場や元請により、建退共の申請方法は違います。現場所長・監督、所属の事業主に相談しましょう。

◀これが1日分(320円)の建退共証紙です。この証紙を手帳に貼っていきます。





一人親方も退職金を掛けられます

■ 個人でも任意で加入できます

町場や一人親方も自分で掛金を払うことで、退職金が支給されます。「長期にかける老後の備え」には最適な退職金制度です。

■ 加入するには、加入すると

事業主・親方が、労働者・職人のために掛金を払う「事務組合」方式と、一人親方が自分で掛金を払う「任意組合」方式があります。組合にご相談ください。

初めての手帳には、50日分の掛金が免除されます。加入した事業所は、公共工事では工事代金への掛金(証紙代金)積算、経営審査事項・入札参加資格への評価加点、また、事業所が払い込む掛金(共済証紙代)は、法人の場合は損金、個人事業の場合は必要経費として全額損金になります。

■ 退職金を請求できるのは

退職金は、労働者が建設業で働かなくなったときに請求、受け取れます。また、①労働者・職人から建設業の事業主になったり、②建設関係以外の事業主に雇われた、③病気やケガで建設業で働けなくなった、④55歳以上になって仕事をしなくなった、⑤亡くなったときなどに労働者は請求できます。(掛金納付実績が12月以上(1か月21日換算)が必要です。)

建退共、予定運用利回り引き上げに組合が関与

25年1月、厚生労働省は建退共の予定利回りについて、現行の1.3%から1.5%に引き上げることを発表、26年10月をめどに適用を開始するとしています。

建退共制度を審議する厚労省の専門部会には、東京土建が加入する全建総連が加わっており、建退共制度の改善を求めてきた成果が表れています。

納付月数	掛金総額	退職金額
12月(1年)	80,640円	24,192円
60月(5年)	403,200円	414,087円
120月(10年)	806,400円	893,559円
240月(20年)	1,612,800円	1,933,479円
360月(30年)	2,419,200円	3,038,919円
480月(40年)	3,225,600円	4,268,007円

※この退職金表は、2021年10月以降に加入し、現行の利回り1.3%・掛金日額320円での概算。
 ※退職金支給額は、21日分を1カ月とみなして計算した場合。
 ※納付月数が12月以上24月未満の退職金は、掛金納付額の3~5割程度の額となります。

税金

組合では様々な学習会を開催しています

事業主には記帳・帳簿等の保存が義務化されています。
☆日々の記帳は重要です。経営改善等にも役立ちます。

記帳実務学習会

記帳のやり方や帳簿のつけ方などを組合発行の所得計算書を活用して学習会を開催。

確定申告学習会

毎年発行している「税金対策の手引き」を活用して、自主記帳・自主計算が行える学習会。

源泉税・年末調整学習会

従業員や専従者給与の源泉税額の計算方法を学びます。

☆納税者の権利を守るため、税制と税務行政の民主化を求める運動に取り組んでいます。

税務調査対策

近年の税務署調査の特徴は、納税者への接触率を高めるために「ハイブリット調査」と称した施策が強化されています。また、地方税の徴収行政では処分先行で強権的に進められており対応と対策が必要です。

東京土建経営センター 協同組合

東京都の認可を受けて
 ①中小企業退職金制度
 ②小規模企業救済
 ③中小企業倒産防止共済
 の運営を行っています。(利用するには別途費用が必要です。)

専門家による支援体制

各種の相談に専門家が支援いたします。費用については相談内容により異なります

社労士(社会保険労務士)ネット

2024年4月より「働き方改革関連法」が建設業にも全面適用されています。事業者には「労働時間の管理」「有給休暇の取得」「残業時間の上限」等の順守があり、違反には罰則があります。事業所の労務管理の相談に対応します。

■ 就業規則

就業規則とは、使用者(雇用主)と従業員との雇用に関するルールを事業場ごとに決めたものです。常時10人以上の従業員を使用する使用者は、労働基準法の規定により、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届け出をしなければなりません。
年金関係や人事・労務管理などに対応しています。

司法書士ネット

法人設立や各種変更登記などの申請手続きに対応しています。

行政書士ネット

建設業許可新規・更新・変更、経営事項審査、産業廃棄物収集運搬業新規・更新・変更などの申請手続きに対応しています。

■ 36協定

36協定とは、労働基準法36条に基づき、時間外労働や休日勤務等について使用者と労働者が結ぶ協定です。使用者が時間外労働などを命じる場合、書面による協定(36協定)を結び労働基準監督署に届け出る義務があります。労働者が1人であっても届け出る必要があります。

法律相談

建築問題・借地借家・相続・交通事故
各支部と提携した弁護士が、月1回、各支部の事務所無料で法律相談を行っています。
所属支部にお問い合わせください。

経営コンサルタント(経営相談)

中小企業診断士による経営相談会を毎月開催しています。

- **毎月相談会**
相談日または申し込みは、支部へお問い合わせください。
毎月1回…午前10時と午前11時
相談時間…1時間以内(無料)
- **支部出張相談**
所属の支部にて2時間まで対応できます。
費用は1万円(交通費込み)

建設現場に、働くもののルール確立めざして

法令遵守は当たり前、安全安心の建設業へ

東京土建は仲間の声と力を合わせて、法整備、行政指導の強化、現場の労働環境改善、または個別のトラブル解決へ向けて、国や各自治体、ゼネコン・ハウスメーカー、デベロッパーと交渉を繰り返しています。

対等な契約と建設業法遵守、労働基準法・労災保険適用、労働安全衛生法を現場で守らせるために現場の内側と外側からの働きかけで求めています。

通知があれば直接現場へ訪問し、法令違反の是正を求めています。

■ 春・秋の大手企業交渉で賃金引上げ、労働環境改善を要求

毎年4月と10月に、鹿島・大成など大手ゼネコン、長谷工・戸田などの中堅ゼネコン、ダイワ・積水などのハウスメーカー計40社と交渉を行なっています。下請けに従事する仲間の賃金・単価引上げや、工期、安全衛生、元請社員によるパワハラなど現場で起きる様々な問題の改善・解決を求めています。

特に賃金・単価の引き上げに関して、2025年12月に国から示された「標準労務費」を末端の労働者にまで行き渡らせるために元請として指導・監督することを強く求めています。従来は「下請けの労使の契約に踏み込むことはできない」との回答でしたが、組合・ゼネコン双方で「これまでにない踏み込んだ取り組みが必要である」との認識を共有するなど前進を築いています。

LINEによる情報集約も行っています。ぜひ現場の声をお寄せください。

賃金単価の引上げに元請として責任を持って！



大手ゼネコンとの交渉



LINE公式アカウント

現場の情報はこちら

■ 元請と交渉し代金不払いを解決

ゼネコン現場に3次下請けとして入場した板橋支部の福本幸夫さん。上位業者の破産によって2,856万円の不払い被害を受けました。

東京土建PAL会員だった福本さんは、支部に相談。元請が管理義務を果たさずに被害を招いた実態が明らかになりました。

国交省にも相談し、元請責任について根拠を示しながら強く追求していくことで、1,750万円を元請に支払わせて解決することができました。



被害者談

諦めようと思ったが、東京土建に激励されがんばることができました。もし東京土建がついていなければ潰れていたかもしれない、と思うとぞっとしました。

板橋PAL会員
福本さん

■ 仲間の声をもとに現場宣伝を実施 元請と発注者に現場改善を求める

25年の夏も記録的な猛暑になりました。7月上旬、日本橋1丁目の再開発現場で働く仲間から「休憩所の室温が30度を超えている」、「職人が熱中症になるのは時間の問題」との声が寄せられました。

6月から熱中症対策が罰則付きで強化され、国を挙げて熱中症対策に乗り出している中、大手ゼネコンが現場の労働者、従事者の命と健康をないがしろにする姿勢を見過ごすことはできません。さっそく元請ゼネコンに対し、改善要望を出すと同時に、現場宣伝を行い、早急な対応を訴えました。

後日、従事者の方から「何か月も前からこうなることを予測してエアコンの増設をお願いしてきたが、いっこうに聞き入れてもらえない」との声がSNSで届きました。引き続き従事者の声に応え、現場改善を求め続けていきます。



地域住民の住宅改善要求に応える活動です

一般社団法人リフォームパートナー協議会 (RECACO) を設立し支援

国は、一定の要件を満たしたリフォーム事業者団体を登録し、消費者保護とリフォーム事業者の発展を目的とした「住宅リフォーム事業者団体登録制度」を策定しました。

東京土建は地域の事業者の職域を守るため、「一般社団法人リフォームパートナー協議会」(通称RECACO)を設立、2016年2月に国土交通省の登録団体となりました。この取り組みは大きく2つのポイントがあります。

1つ目は、大手に負けない提案力や接客マナーなどを高めて、地域にさらに信頼されるリフォーム事業者をめざすこと。施工技術向上や新しい建材への対応力を高め、消費者のニーズに的確に応えられる事業者をめざすことです。

2つ目は、地域に根差した地元の未加入業者に組合加入を呼びかけるツールとすること。東京土建の活動実績・地域との信頼関係に確信を持って、呼びかけていきます。

■ RECACOに入るとこんなメリットが!

組合員なら
年会費・入会金で
年13,000円!

国が認めた優良団体の構成員として営業ができます!

リカコに加入すると、国土交通省のロゴマークを名刺やチラシ、見積書などに印刷することができ、お客様に国が認めた優良団体の会員として営業することができます。実際にリカコ会員である事をPRして仕事を受注した仲間もいます。



住宅保証機構

地域に根差したリフォーム事業者団体です

昨今の「点検商法」などといった悪質リフォーム業者への対抗軸としても、国土交通省登録団体RECACOは注目されています。「お家のリフォーム・修繕の要望については、地域に根差したリカコ会員(事業者)にご相談ください。」といった事業展開をすすめます。

仕事に役立つ講習会を開催!

リフォーム産業の情勢や営業マナーなど基本的な講習から、施工部分ごとに分かれた専門的な技術講習など仕事に役立つ講習を開催しています。

リフォーム瑕疵保険の保険料割引があります

リフォーム瑕疵保険は万が一の瑕疵(かし)について保険でカバーするものです。リフォーム工事の完了時に完了検査があり、第三者の確認が入るのでお客様も安心します。リカコは住宅保証機構(株)の団体認定を取得しており、リカコ会員であれば「まもりすまいリフォーム保険」の保険料が通常より割引されます。また、一定の条件を満たせば完了検査を自主検査にすることができ、検査料がお安くなります。

■ 災害復旧に仕事で貢献

組合は東京都と災害時応急修理協定締結。災害に伴う被災住宅の応急修理に関して仕事として請け負います。

応急修理の流れ(想定)

災害発生→被災→被災者が区市町村へ相談→東京都・組合が登録修理業者を提示→被災者から見積もり依頼→区市町村へ見積書提出→都(区市町村)承認・修理依頼→応急修理

登録要件

- ①災害時における被災住宅の応急修理を請け負える事業者。
- ②まちの救助隊・チームNAMAZUIに登録している(する)。
- ③労災保険(現場労災・末尾5番)、事業主特別加入、または一人親方労災に加入している。
- ④CCUSに登録している。

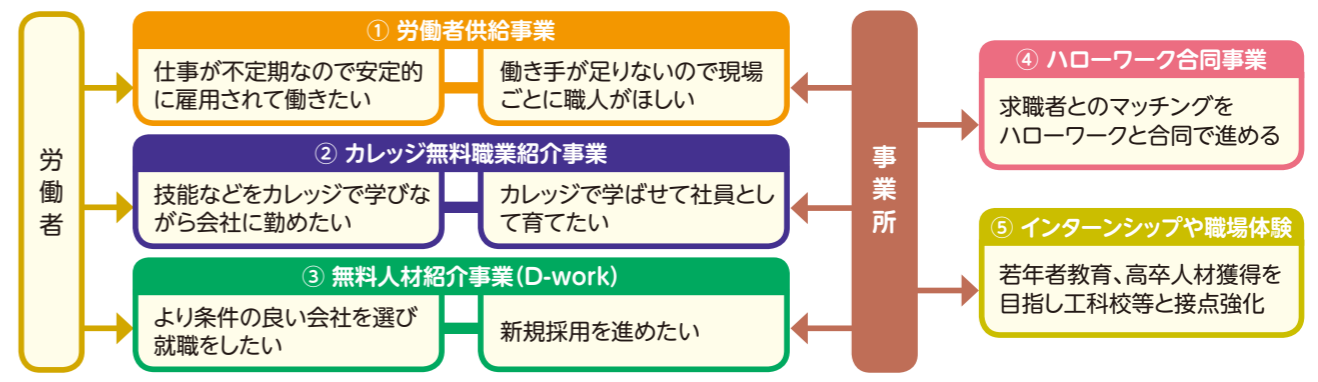
※応急修理費用は災害救助法で規定されています。詳細はお問い合わせください。

■ 大工職の応急仮設木造住宅労働者供給事業(全木協)

2024年の能登半島地震では甚大な被害となり多くの住宅倒壊がありました。東京土建が加盟している全木協では、応急仮設木造住宅建設として9団地623戸を完成させました。

この事業は発災後、住宅建設が決定され次第、すぐに仕事に取りかかり、基本はひと月以内に引き渡すとしています。*労働条件等はその都度お示しますが、建設キャリアアップ(CCUS)技能者登録を推進します。原則として、技能者登録によるレベル別賃金額が支払賃金のベースとなります。また、手持ち道具は持ち込みとなります。登録に関する件と詳細は仕事対策部まで。

組合だから出来る!雇用・就労の取り組み



労働者供給事業とは?

労働者供給事業は、労働組合が供給先企業との労働協約に基づき、労働者を供給する事業です。「労働者派遣」とは異なり、供給元が労働組合で、雇用契約は組合員(労働者)が就労する事業所と直接結びます。東京土建が賃金を含めた労働環境の改善を図りながら、組合員の就業先の確保を並行して取り組む運動であり、厚生労働省の認可事業です。供給先企業も登録労働者も登録時の費用等は発生しません。不安定な受注状況、低単価で困っている労働者は、安定した就労を確保できます。働き方改革への対応や人手不足で困っている事業所は適正な雇用環境を整え、組合内へ広く労働者を募集することができます。もちろん、登録に至るまで東京土建がしっかりサポートします。

登録を希望する組合員のみなさん

労働組合と供給先企業が労働協約を結び、その労働協約に基づいて企業と組合員が「雇用契約」を結びます。職種、雇用期間に関しては、労働者を募集する企業により異なります。賃金・手当・休日・就労時間など、適正な労働条件であることを組合が確認します。

提携を希望する事務所のみなさん

「求人募集をしてもなかなか人が集まらない」という事業所からの声が多く寄せられ、働き方改革への対応を進める中で、労働者供給事業へ関心が高まっています。

供給先企業での就労を希望する場合

- ①支部で登録を行う。
- ②東京土建で送り出し教育を受講する。
- ③企業と雇用契約を結ぶ。
- ④就労する。

供給先企業として登録する場合

- ①労働者供給事業の制度説明を受ける。
- ②法令に則った雇用体制の確認をする。(就業規則・36協定・労働保険・社会保険等)
- ③組合との労働協約を締結し、組合員へ向けた募集を行う。

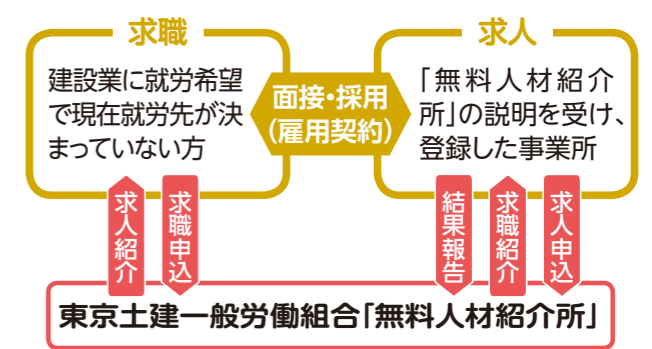
東京建築カレッジ無料職業紹介所

東京建築カレッジに入学する高校・大学・専門学校などの新卒者や職場移動、転職者を雇用し、技能者育成に熱心に取り組む事業所の登録を受け付けています。登録にあたっての条件などはお問い合わせください。

東京土建の無料人材紹介所事業

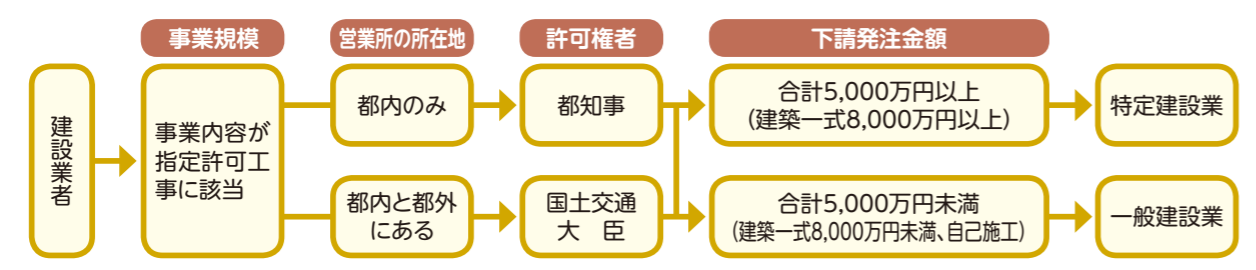
東京土建一般労働組合が運営する無料人材紹介所は、建設業で長く安定したなかで働きたい求職者と、社会保険・労働保険を完備した労働条件が整備された事業所をつなぐ紹介所です。

求職・求人のながれ



建設業許可区分の判断基準

許可区分は事業規模により知事と大臣許可があります。下請への発注規模により特定と一般建設業があります。



建設業許可

許可の必要な方

建設業法では、(1)建築一式工事以外は500万円未満(税込)、(2)建築一式工事は、①1件の請負代金が1500万円未満(税込)の工事、②請負代金の額にかかわらず木造住宅で延べ面積が150㎡(約45坪)未満の工事のいずれかに該当する工事は「許可を受けなくてもできる軽微な工事」とされています。それ以上の金額の工事は許可業者でなければ工事をおこなうことはできません。2020年10月以降、建設業法改正により社会保険(健康保険、年金保険、雇用保険)の適切な加入が許可要件となりました。土建国保に加入して年金事務所で適用除外承認を受けている等を除いて、社会保険に加入していない場合、建設業許可を受けることはできません。許可や経審のご相談も受け付けています。

産業廃棄物

産業廃棄物を処理するには①解体、収集運搬、中間処分業者・最終処分業者との基本契約書、②マニフェストカードの発行に加え、適正処理施設への処理が必要です。産業廃棄物を運搬する場合は、自己運搬以外はすべて「収集運搬許可」(積むところと降ろすところの自治体の許可)が必要です。自社運搬の場合でも車両の両側に「収集運搬車」の表示と規定書類の搭載が義務づけられています。マグネットプレートや書類については各支部にお申し込みください。



産業廃棄物収集運搬車のプレート(見本)
※中間処理施設については、ホームページ等でご確認ください。

解体工事業者登録

建設リサイクル法では元請・下請を問わず解体工事を業としておこなう場合、解体工事業者登録が義務づけられています。登録しないと解体工事の規模の大・小(金額)に関わらず解体工事ができません。2016年6月より建設業許可の業種に解体工事業が加わりましたが、この登録制度は継続されます。ただし、建設業許可で土木、建築、解体工事業の許可を持っている事業所は必要ありません。東京だけでなく、千葉・埼玉・神奈川についてもご相談ください。

電気工事登録

建築士事務所登録

入札等

電気工事業の登録や届出、建築士事務所手続き、経営事項の審査・入札等いろいろとご相談ください。

10万人のスケールメリット

組合に加入して豊かなライフスタイルを提供します

どけん共済会は、組合員とご家族のみなさんのくらしを守り、10万人のスケールメリットを活かした生活支援事業・活動を行っています。

レジャー施設・スポーツクラブ

提携施設を割安な価格で提供しています。
富士急ハイランド・サンリオピューロランド・ルネサンスなど

自動車の販売・リース

建設業界でクルマは必需品です。
組合では、各社と契約し、組合員に特別割引価格で
商用車・トラックなどを斡旋しています。

アフラックのオリジナルがん保険

**団体割引で安い掛金
アスベストによるがんも保障する
オリジナルプラン!!**

(引受保険会社 アフラック生命保険株式会社)

お問い合わせ代理店

トータル保険サービス : 0120-35-5195
サリージョイスジャパン : 0120-30-5660

お中元・お歳暮

お中元、お歳暮の贈答品、自宅用として丸大ハムを
紹介しています。
通常価格の20~30%割引です。

労働金庫の融資制度

各種の融資で仲間のくらしを支援
中央労働金庫(中央ろうきん)は、私たちが出資して
作った働く者の金融機関です。住宅や教育、マイ
カーなど、くらしの資金作りに役立っています。

組合員向け情報誌 D-Life

季刊冊子
D-LIFEでも、
登録店を
紹介しています。
(年3回発行)



まちの救助隊と災害時協定締結 41自治体と

東京土建は、まちの減災防災活動の支援として「まちの
救助隊」を結成しています。都内41の自治体と災害時協定
も締結しています。



住まいの相談センター・ 東京土建設計者の会

東京土建では、住民にとって身近で安心できる住まいの
相談をおこなっています。あなたもぜひ所属支部の住宅セン
ターに加入してください。

また、設計者の会を支部単位で設立をめざしています(す
でに8支部で活動開始しています)。工務店・大工さんと
の共同、住民の相談、長期優良住宅、マンション大規模リ
フォームの相談などを手がけています。技能向上や法改正
への対応の勉強会などおこなっています。あなたもぜひ会
員登録をお願いします。詳しくは、下記QRコードよりWeb
サイトをご覧ください。

設計者の会
Webはこちら⇒



住宅瑕疵担保責任保険 **新築住宅に保険加入が義務**

(組合事務所でご相談ください)

- 着工前に保険加入手続きを済ませないと
1件2,000万円の供託金が課せられます。

東京土建では、住宅保証機構(株)『まもりすまい保険』の
相談が可能です。申し込み方法や内容につきましては、支部
にご相談ください。

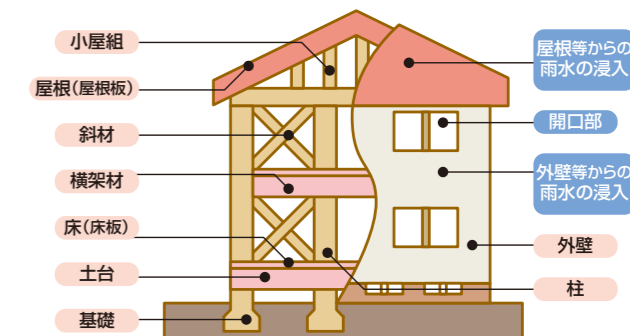
保険料(中小企業コース)例
2階建木造一戸建て120㎡未満の場合で…45,970円 別途現場検査2回24,440円必要です。

- 保険の対象となる範囲

住宅品質確保法で定められた、構造耐力上主要な部分
及び雨水の侵入を防止する部分について保険の対象とな
ります。

木造軸組工法の戸建て住宅

(例)2階建ての場合の骨組み(小屋組、軸組、床組)等の構成



特典いっぱい、家族もニッコリ

提携施設や店舗でカードを提示すると各種サービス
を受けることができます。

この度、カード利用者の拡大を目的としてカードの電子
化をすすめ、どけん共済会のホームページからスマート
フォンでカードを表示できるようになりました。

また、東京土建とおなじ建設労働組合である、埼玉
土建一般労働組合・神奈川土建一般労働組合・千葉土
建一般労働組合の計4組合の提供施設でもカードの利
用が可能となりました。詳しくはどけん共済会のホーム
ページをご確認ください。



どけんカード見本▲

東京土建の
登録店は
現在 **518** 店

登録店は、共済会のホームページを要チェック

どけんカード

携帯・スマホからは ⇒

リフォーム瑕疵担保責任保険

リフォーム瑕疵担保責任保険は法律上は任意加入ですが、大手
リフォーム会社や住宅メーカーの多くが加入しています。
リフォーム工事受注の際に、当保険加入でお客様に安心
を与えると同時にクレーム対策としても有効です。東京
土建の組合員の場合、住宅保証機構(株)のまもりすまい
リフォーム保険への申込みとなります。

急増中 **点検商法**

屋根、床下、給湯器、太陽光パネル、分電
盤など、点検や検査をよそおい訪問し、不安
をあおる言葉で契約を迫ってきます。

相手にしない
点検商法

東京土建一般労働組合綱領

東京土建一般労働組合は、戦前のたたかひの伝統をひきつぎ、建設労働者の生活と社会的地位の向上のため結成以来一貫してたたかひを進め、同時に大衆的、民主的、階級的労働組合の建設を掲げ奮闘してきた。

団結した力をもたなかった建設労働者は長い間、劣悪な条件のもとで労働を強いられ、その社会的役割にふさわしい処遇を得ることができなかった。

組合は結成直後に労務物資の獲得、税金闘争にとりくみ、50年代には日雇健保とけい肺法を制定させた。60年代には協定賃金運動を前進させ、集団申告、日雇健保擬制適用廃止反対に取り組んだ。70年代には国保組合設立・補助金増額のたたかひ、住宅デー運動を開始した。80年代には臨調行革政治とたたかひ、大手企業交渉を開始、消費税導入に反対した。その後、建設国保の10割給付を守るたたかひ、生活防衛闘争、地域建設業振興、東京建築力レヅジ開校、どけん共済会設立などに取り組んだ。

組合はこのたたかひの中で、組合員の要求を基礎に、地域から大衆的に闘いを発展させてきた。

組合は、資本・国家権力からの独立、政党からの独立を堅持し、特定政党支持の立場をとらず、組合の自主性を確立し、組合の統一と団結を腫のように大切にしてきた。そして組合員の政党支持、政治活動の自由を守ってきた。同時に、要求と政策の一致する政党・議員とは、その実現のためにもとにたたかう。そして組合の拡大強化をたたかいと車の両輪のように追求し、基礎組織を確立して組合民主主義を強化してきた。

組合は、運動の総括を重視し、「たたかひで学び、学んでたたかう」実践的な教育学習活動を行ってきた。

大企業への利益奉仕と日米同盟に基づく国づくりが政治・経済・軍事などのあらゆる場面で進められ、日本は世界でも際立ったルールなき資本主義国になっている。その上、長い歴史的たたかひによって築き上げてきた平和と民主主義、社会保障と基本的人権、労働基本権などを破壊する政府・財界の攻撃が強まっている。

建設産業では政府・財界の大手建設・住宅資本優先の産業再編が進められ、低賃金・低単価の押し付けをはじめ、その痛みはすべて労働者と中小建設業者に押し付けられている。

大企業本位の政治・経済のしくみのもとで生まれている貧困と格差、社会的危機を解消し、平和と民主主義を守るためにも国民本位の政治・経済の民主的変革や国政の革新が求められている。

日本国憲法の平和主義と基本的人権、国民生活向上に向けた国民諸階層のたたかひの統一と団結こそ、要求実現と国政革新の力である。われわれは思想、信条の違いを超え、広範な国民諸階層の共同した運動の形成と発展に努める。

われわれは、労働組合が国民諸階層の運動の先頭に立ち、統一と団結の中心をはたすよう、労働者の一致した要求に基づく共同行動を、全国と地域ですすめる。建設労働運動の全国・地域での共同と発展に努める。

- 1 われわれは、賃金・労働条件の改善と建設労働者の権利確立のために、全国・地域・分野における労働協約の締結をめざしたたかう。
- 2 われわれは、建設労働者の役割にふさわしい安定した生活と後継者を育成できる賃金の獲得をめざしてたたかう。また、安定した雇用と失業にたいする保障、労働関係法規の完全実施と改善、退職金など労働条件の改善と確立、全国一律最低賃金制、週40時間労働制確立のためにたたかう。
- 3 われわれは、職業病の根絶、現場の労働安全と労働衛生、労災補償の徹底と拡充を要求してたたかう。
- 4 われわれは、政府・財界が進める大企業本位の国土開発計画、土地・住宅政策を国民本位に転換させ、すべての国民に「健康で文化的な生活がいとめる住宅」の保障をめざしてたたかう。また、大資本の町場市場進出に反対し、住民本位のまちづくりを通じ、建設労働者・職人・中小建設業者の仕事と職域確保をめざしてたたかう。
- 5 われわれは、日本の気候風土につちかわれた建設技術技能の継承と発展に努力し、国民の生活文化の向上に貢献する建設技術技能の向上と後継者の育成につとめる。政府、使用者団体が費用を負担する建設産業全体の技能育成訓練制度の確立をめざす。
- 6 われわれは、建設労働者の命の綱「土建国保」を守り、国民が安心してかかれる医療制度の拡充を求めると同時に、年金、介護、福祉等の社会保障制度が「健康で文化的な国民生活を営める」権利である生存権として、真の社会保障の実現をめざしてたたかう。
- 7 われわれは、消費税をはじめとする大衆増税に反対し、最低生活費非課税、応能負担原則の税制をめざしてたたかう。また、財政・税制および税務行政を国民本位に変革するためにたたかう。
- 8 われわれは、建設労働者のくらしと健康を守る活動や仲間の助け合い・共済活動をすすめる、自主的な「組合の生活保障制度」の確立など福利厚生と福祉の向上・発展のために活動する。また、健全な文化・教養・スポーツ・レクリエーションなど文化活動をすすめる、建設労働者の自主的な文化の発展と創造のために活動する。
- 9 われわれは、建設労働者の仕事と暮らしに根ざした共通の要求を土台に団結し、その要求を実現するために、産業別個人加盟の居住地組織としての機能をいっそう発展させ、階級的自覚を高める教育・学習につとめる。また、これらのたたかひのなかで建設産業の全分野で組合員を増やし、首都の建設労働者の多数派を組織する強大な東京土建の建設につとめる。このことを通じて、首都における建設労働者のたたかひの発展と労働運動の大衆的民主的階級的強化をめざす。

(1983年第36回大会で決定)

(2007年3月19日第60回大会で改定)

(2019年3月18日第72回大会で改定)